

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び
指定第1号事業者に対する行政処分について

平成30年4月12日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定第1号訪問事業者である株式会社サンリベールに対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく行政処分を平成30年4月12日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社サンリベール
代表者名：代表取締役 伊藤 義文
所在地：旭川市春光4条9丁目8番17号

(2) 事業所

事業所名：ヘルパーステーション樹
所在地：旭川市大町1条15丁目231番地の165
サービス種類：訪問介護及び第1号訪問事業
指定年月日：（訪問介護）平成25年6月1日
（第1号訪問事業）平成27年4月1日

3 処分内容

・指定居宅サービス事業者及び指定第1号事業者の指定の一部の効力の停止
（平成30年5月1日から平成30年7月31日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬を3割減とする。）

サービス種類：訪問介護及び第1号訪問事業

根拠法令：介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第1項第6号

4 処分の原因となる事実

(1) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号該当）

訪問介護において、特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件を満たしていないにもかかわらず当該加算を不正に請求した。

(2) 法令違反（介護保険法第115条の45の9第1項第6号）

指定訪問介護事業所を一体的に運営する指定第1号訪問事業者が、訪問介護において介護報酬を不正に請求した。